

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のBに雇用され、会社Cを元請とする防護柵設置工事現場において、建設作業員として業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、同現場内で足元のふらつき、意識低下が生じたため救急搬送され、D医療センターにおいて「重症熱中症」と診断され、同年〇月〇日、E病院に転医し、療養した後、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第5級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「前処分」という。）をした後、前処分が誤りであるとして、前処分を取り消し、改めて障害等級第2級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第2級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

上記第5の審査資料に基づき、本件について検討し、判断すると、次のとおりである。

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害が障害等級第1級に相当する旨主張するので、以下検討する。

(2) 高次脳機能障害について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「①実生活での報告表を参照すると、問題解決能力、意思疎通能力を含めた高次脳機能障害が残存していると判断する、②労働能力の喪失の程度としては4分の3程度と考える。」旨述べ、併せて、平成〇年〇月〇日付け脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書（以下「平成〇年〇月〇日付け意見書」という。）において、意思疎通能力及び問題解決能力を「多少喪失」、持続力・持久力を「大部分喪失」、社会行動能力を「わずかに喪失」にそれぞれ該当すると判断しているところ、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、上記F医師の意見を妥当なものと認めている。

当審査会としても、改めて一件記録を精査したが、上記F医師及びG医師の意見は妥当であり、決定書理由に説示するとおり「高次脳機能障害のため、きわめて軽易な労務のほか服することができないもの」（障害等級第5級の1の2）に該当するものであると判断する。

- (3) 身体性機能障害について、F 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、麻痺の程度について、四肢麻痺を「軽度」と評価しており、当審査会としても、改めて一件記録を精査したが、同医師の意見は妥当であり、決定書理由に説示するとおり、「身体性機能障害のため、きわめて軽易な労務のほか服することができないもの」（障害等級第 5 級の 1 の 2）に該当するものであると判断する。
- (4) 以上のことから、高次脳機能障害及び身体性機能障害がそれぞれ残存しており、これらを併合の方法を用いて準用すると障害等級第 2 級となるものであるが、決定書理由に説示する「判断の要件」に示すとおり、脳の器質的障害については、「高次脳機能障害」の程度、「身体性機能障害」の程度及び介護の要否・程度を踏まえて総合的に判断することとされている。F 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、介護の要否・程度について、食事、入浴、用便は「自立」とするものの、更衣、外出、買物は「介護が必要」である旨述べており、当審査会としても、同医師の意見は、請求人の介護者による日常生活状況報告表を踏まえて判断したものと考えられ、妥当であると認められることから、決定書理由に説示するとおり、請求人に残存する障害は「生命維持に必要な身のまわり処理の動作について常時介護を要するもの」（障害等級第 1 級）には及ばず、「生命維持に必要な身のまわり処理の動作について随時介護を要するもの」（障害等級第 2 級）に該当するものと判断する。
- (5) したがって、請求人に残存する障害は、障害等級第 2 級を超えるものとは認められない。
- (6) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものは見いだせなかった。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。